

令和3年第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第1号

日時 令和3年12月9日(木曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- | | |
|---------------|---|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | 会期の決定について |
| 日程 3 | 諸般の報告 |
| 日程 4 | 行政報告 |
| 日程 5 請願第 2号 | 燃油等の価格高騰対策に関する請願 |
| 日程 6 発委第 11号 | 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書 |
| 日程 7 議案第 84号 | 鹿追町教育支援センター設置条例の制定について |
| 日程 8 議案第 85号 | 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 9 議案第 86号 | 子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 10 議案第 87号 | 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 議案第 88号 | 鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 議案第 89号 | 令和3年度鹿追町一般会計補正予算(第7号)について |
| 日程 13 議案第 90号 | 令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について |
| 日程 14 議案第 91号 | 令和3年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程 15 議案第 92号 | 令和3年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第3号)について |

日程 16 議案第 93 号 令和3年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

日程 17 議案第 94 号 令和3年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程 18 議案第 95 号 十勝圏複合事務組合理約の変更について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11人）

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴渕 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜 井 知 己
教育委員会教育長	大 井 和 行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総 務 課 長	渡 辺 雅 人
総務課財政担当課長	葛 西 浩 二
総務課主幹（消防署長）	内 海 卓 実
企 画 課 長	草 野 礼 行
町 民 課 長	平 山 宏 照
保 健 福 祉 課 長	佐々木 康 人
子 育 て 支 援 課 長	米 澤 裕 恵

農業振興課長	檜山敏行
農業振興課環境保全センター担当課長	城石賢一
商工観光課長	松井裕二
建設水道課長	大上朋亮
ジオパーク推進課長	高井宏行
瓜幕支所長	東原孝博
国民健康保険病院事務長	菊池光浩

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
社会教育課長	渡邊恒義

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	津川修
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

令和3年12月9日（木曜日） 午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただいまから令和3年第4回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を引き続き行なっています。説明員の出席においても最小限といたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程1

会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、清水浩徳議員、2番、山口優子議員を指名します。

日程2

会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

会期は、本日から12月17日までの9日間と決定いたしました。

日程3

諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項はお手元に配付のとおりです。内容を御覧の上、御了承願います。

次に、監査委員から8月、9月、10月分の出納検査報告書及び令和3年度定期監査実施結果報告書の写しをお手元に配付しておりますので御参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程4

行政報告

○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和3年第4回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告を申し上げます。

まず、10月1日には、鹿追町ゼロカーボンシティ推進協議会、第1回目の会議が開催されました。

鹿追町ゼロカーボンシティ協議会委員、13人おりますけれども、オンラインの参加も含めて11人の方で会議を行いました。

この協議会については、国や北海道の担当者のほか、農業や商工・観光などの町内主要団体、また、一般公募、無作為抽出により選出されました一般町民の方々など幅広い層で構成されまして、会議ではゼロカーボンの意義や町の現状、課題と取組事例など説明したあと、それぞれの事業所や家庭などで実行できる取組などについて意見交換を行いました。

現在、町内各事業所への聞き取り、あるいは鹿追高校生とのワークショップを行うなどしておりまして、本町のゼロカーボンシティ推進戦略を策定していきたいと思っています。また、年明けにも2日目の会議を開く予定であります。

同じく10月1日ですけれども、鹿追消防団として初めてとなります女性消防団員が3人入団していただきました。

役場の応接室で佐々木和男消防団長から辞令が交付されたところであります。

団長からは、「待望の女性団員の入団ということで、大変感謝している」ということと「地域住民に寄り添って女性目線での活動に尽力してほしい」という激励があったところであります。

女性消防団員を代表して、鹿追町商工会事務局長を務めております島かおる局長から、「女性消防団員は成り手が少ないと聞いた」と、「自分たちの後に続く人が現れてくれれば、なお、うれしい」と抱負を述べられていたところであります。

10月3日には、第11回日本ジオパーク全国大会島根半島宍道湖中海大会市町村セッションが行われました。

これは通常現地に赴いて全国大会が行われるところではありますが、今回コロナ禍ということもありまして、この大会の前段で、毎回、市町村長セッションが行われておりまして、

私も2019年（令和元年）に1回、参加をさせていただきました。

今回、市町村長セッションがオンラインということになりましたので、この中で私が道内のブロックの代表という形でパネリストとして出席させていただき、取組の紹介もさせていただきました。

「コロナ時代のジオパーク活動による地方創生と持続可能な社会の構築」ということで、本町でのSDGsを基軸に制定持続可能な社会を目指す、鹿追型ゼロカーボンシティの取組ということで御報告をさせていただいたところであります。

今回の再認定の関係については、また後ほどお話をしたいと思います。

10月4日には、鹿追町と一般社団法人日本自動車連盟帯広支部との観光連盟協定の締結式を行われました。

一般社団法人日本自動車連盟、いわゆるJAFでございますがJAF帯広支部と本町の観光連携協定ということでございます。

JAFは、現在全国に2万人ほどの会員を有しておりまして、自動車ユーザーに対して安全と安心の支えとなるサービスを提供しているとともに、交通安全あるいは環境のための事業活動を推進し、健全なる車社会の発展に貢献している。このほか特産品販売などの地域振興にも積極的に取り組んでいるところであります。

今回の観光連携協定については、本町の観光に関する様々な取組を連携・協力していくものであります。

この連携による効果、様々ありますけれども、JAFの媒体を通じたイベント情報を掲載していただくこと、あるいはこの媒体で会員向けプレゼント、名産品・特産品を提供する等、様々な効果が期待されるところであります。

次に、10月11日には、北海道社会貢献賞表彰伝達式ということで、民生委員・児童委員の樋口幸子さんに社会貢献賞の伝達をさせていただきました。

樋口さんは、平成13年（2001年）から現在も民生委員・児童委員として住民の相談、あるいは地域全体の福祉のための活動をされておりまして、今回の受賞となったところであります。現在も、民生委員・児童委員として御活躍されておりまして。

心から感謝を申し上げます。

次に、10月20日には、鹿追消防署に緊急消防援助隊設備整備費補助金を受けて購入いたしました災害対応特殊救急自動車が納車されたところでありますので、この安全祈願祭が行われましたので出席いたしました。

安全祈願祭のあと、それぞれ玉串奉奠等行なった後、車両の概要、装備説明等、議会の議長、副議長、総務文教常任委員等々に車両等を見ていただいたということでもあります。

次に、10月25日ですが、北海道庁に出向きまして私と大井教育長、教育委員会の天野室長、それから企画課の迫田係長ということで、まず、私は今年6月1日付で北海道教育長から副知事に就任をされた小玉俊宏副知事に御挨拶、それから北海道教育長時代、高校の取組、いろいろ支援をしていただいたお礼も兼ねて御挨拶をさせていただきました。

小玉副知事は生活環境部長時代にも鹿追の水素ステーションのオープンのときも来ていただいております。それから、御存じのように帯広出身ということでございますので、本町含めた十勝の現状もよく御理解をされているということでございます。

ぜひその後の本町の取組、機会をつくって視察をしていただければというお話をさせていただきました。

北海道教育委員会には、大井教育長ほかでお邪魔をさせていただきまして、新しい教育長、倉本博史教育長、それから意見を教育部長と若干の時間でしたけれども、歓談をさせていただきました。

北海道教育委員会からは、鹿追町が鹿追高校に対して行なっているオンライン公設塾設置への感謝、あるいはジオパーク等々をテーマとしたユニークな環境を生かした取組をしていることについて評価をいただいたところであります。

いろいろ課題はありますが、今後とも町としてもしっかり高校を支援していくということをお願いしてきたところでございます。

続きまして、11月1日、三菱自動車災害時協力協定の締結式を行いました。

このことについては、鹿追町と三菱自動車工業株式会社、帯広三菱自動車販売株式会社、十勝三菱自動車販売株式会社の4者の協定ということで、災害時における電動車両等の支援に関する協定でございます。

この協定によりまして、町内で災害が発生した場合、プラグインハイブリッド車の派遣を三菱自動車販売店などから受けられるようになります。主に停電時の避難所などに対する電力供給に活用できるようになるということでございます。

この締結式の後、役場庁舎西側車庫前において、実際にプラグインハイブリッド車をお持ちいただいておりますので、家電製品を使った電力供給のデモンストレーションが行われたところであります。ガソリンと電気の併用で、ガソリンを満タンにしておく一般家庭で7日程度分の電気が供給できるということでございます。そういった形で協定を締

結させていただいたところであります。

11月3日には、令和3年度（2021年度）鹿追町民文化祭記念式典が執り行われました。本年度も新型コロナということで内容縮小して実施されました。

文化賞あるいは文化奨励賞の表彰、文化連盟の表彰等々行われました。

内容については今お話ししたとおりであります。それから例年行なっている作品展示、芸能発表、これについては感染拡大防止のため本年度も残念ながら実施することができなかつたところがございます。

11月8日には、令和3年度（2021年度）鹿追町高校生議会のための講演会ということで、来年の2月7日予定をされております高校生議会、これに先立ちまして、本町のまちづくりとして「鹿追町が目指すゼロカーボンシティについて」と題しまして、鹿追高校2年生、26人に対して、私が50分の講演をさせていただきました。短い時間でしたけれども、年明けに行われる高校生議会の一般質問の少しでも参考になればと思っているところであります。

次に、11月9日には、バイオマス産業都市推進協議会関係省庁との意見交換会が東京で行われました。これについてバイオマス産業都市推進協議会の主催でありまして、バイオマス産業都市の会長は北海道興部町、^{はざま} 裕一寿町長が会長を務めております。

このバイオマス産業都市推進協議会はバイオガス部会と木質バイオマス部会、2つに分かれておりまして、私はバイオガス部会の部会長をさせていただいております。

それで、今回の裕会長、それからバイオガス部会から私、木質バイオマス部会からは、山形県最上町町長、あるいは群馬県上野村村長、岡山の西栗倉村村長、こういったメンバーで、最初に農林水産省との意見交換会で、農林水産省の大臣官房、環境バイオマス政策課長、秋葉課長ほか係長方、あと林野庁の木質バイオマスの関係もありますので林野庁の方も出席をして、1時間半ほど懇談をさせていただきました。

内容としては、2022年度（令和4年度）のバイオマス関連予算、農林水産省はみどりの食料システム戦略等々立てております。これとのバイオマスの関係、あるいはバイオマス産業都市選定地域のそれぞれのバイオマスの事業展開に関する要望等々を行ってきたところであります。

その後、今度は環境省にお邪魔をしまして同様のメンバーで懇談をさせていただきました。環境省は大臣官房の環境計画課の松田課長ほか幹部の方とお話をさせていただきました。ここでも新年度予算におけるバイオマス関連事業、それから産業地域におけるバイオ

マス事業展開に関する要望、あるいは新年度から国は脱炭素先行地域を 100 程度選定していきたいということも予算で要求されているようですので、その辺の関係についてもいろいろ意見交換をさせていただいたところでもあります。

次に、11 月 12 日ですけれども、ふるさと産業まつり関連事業者の応援金贈呈ということで、応接室に産業まつり実行委員長は私ですけれども、副実行委員長の木幡浩喜 J A 鹿追町代表理事組合長、同じく副実行委員長の石田秀俊鹿追町商工会長が来ていただきました。今回は令和 2 年度（2020 年度）、令和 3 年度（2021 年度）ふるさと産業まつりが中止になったということで、この中止に伴って、産業まつりに関連する事業出展者・事業者、17 件ですけれども、来年は元気に出店してほしいという願いと、農畜産物の消費に少しでも役立ててほしいという思いを込めて、町内の商品券 10 万円を料飲店組合の代表でもあります上嶋幹雄代表に応援金を贈呈したところでございます。

次に 11 月 15 日には、これは東京都で全国過疎地域連盟の第 52 回定期総会が開催をされましたので出席をしてまいりました。

全国過疎地域連盟会長は青森県の三村申吾知事でございます。

当日は来賓として金子恭之総務大臣、それから細田博之衆議院議長、こういった会合に衆議院議長が出席されるのは極めて異例ということでもありますけれども御出席をされておりました。また、自民党の谷公一過疎対策特別委員長ほか、多数の国会議員が出席をされておりました。

内容としては、令和 4 年度（2022 年度）の過疎対策関係政府予算政策に関する決議・要望、あるいは要請活動の決定などがされたところでもあります。

また、全国過疎地域連盟は、現在任意団体という形であるそうです。それでしっかり法人化をしていくことが必要ということで、来年の令和 4 年度（2022 年度）から、社団法人、一般社団法人という形でスタートをしたいということでお話があったところでもあります。

それから翌日の 11 月 16 日の、これも同じく都内で、農業農村整備の集いが開かれました。これは全国土地改良事業団体連合会、それから都道府県の土地改良事業団体連合会の主催であります。

全国の土地連の会長は、皆さん御存じの方で二階俊博衆議院議員でございます。

来賓として、金子原二郎農林水産大臣ほか、これも多数の国会議員の先生が御来場をされておりました。

食料・農業・農村基本計画、あるいは新たな土地改良長期計画、みどりの食料システム

戦略の実現に向けて各種政策を推進すること、あるいは農村地域の防災減災対策を通じた国土強靱化が極めて重要ということで、土地改良事業の計画的安定的な推進のため、今年度の補正予算、あるいは令和4年度（2022年度）当初予算において、必要な土地改良、農業農村整備の予算を確保することなど、10項目の要請文内容を決定して、役員で関係省庁、議員に要請することを採択して閉会したところであります。

次に11月19日には、令和3年（2021年）統計功労者北海道知事感謝状表彰の伝達をいたしました。

伝達をさせていただいた方については、鹿追行政区の蓑口武治さんであります。

蓑口さんは、平成10年（1998年）の農業基本調査をはじめ、これまで農林業センサスや国勢調査など各種統計調査業務に従事されたことに対する知事の感謝状ということで伝達をさせていただいたところであります。

次に、11月23日には、令和3年度（2021年度）新穀感謝祭及び家畜感謝祭が行われました。

今回もコロナ禍ということもありまして必要最小限の人員で、議会からは吉田稔議長、それから木幡浩喜JA鹿追町代表理事組合長、農業委員会菊池輝夫会長、長井十勝農業改良普及センターの所長など8人という人数であります。

デイリーフェスティバルも、ここ2年行えないということで、家畜感謝祭も兼ねさせていただいたところあります。

神事後、木幡浩喜JA鹿追町代表理事組合長から、今年の農業生産の状況、作況等もお話をいただいたところあります。

7月を中心に非常に厳しい天候、雨不足等の状況でありましたけれども、総体的には農産が前年よりプラス、それから生乳も単価は下がっておりますけれども、生産量が増えていくということで生乳生産はプラス、ただ肉種の関係が昨年のサルモネラ菌の影響等々があって肉牛がマイナスになっているということでございますが、農産のプラス分と、酪農畜産のマイナスで大体同じぐらいの数字で、生産額としては昨年244億9700万円の生産額でしたけれども、今年についても、ほぼそれに近いぐらいの数字が見込めるのではないかという話をされておりました。

まだ、12月末まで数字が動くということで確定的なことではないというお話でしたけれども、おおむね前年並みと総額でお聞きをしているところあります。

それから今年は2013年（平成25年）に認定を受けたとかち鹿追ジオパークの2回目の

再認定審査が行われたところであります。

通常であれば現地調査のときに全てということなのですが、今回は事前にオンラインで書類のヒアリング等を行なって、現地調査についてもなるべく短い期間でということで行われました。

まず、11月24日にオンラインで書類の審査で、調査員が香川大学名誉教授の長谷川修一先生、それからもう1人は糸魚川ユネスコ世界ジオパークから小河原孝彦調査員、先生という形で、まず、24日にオンラインを通じての調査が行われました。

ただ、この日1日で終わらなくて、別の日にも、私はその後出席していませんけれども、内容としてはプログレスレポート、これは再認定の審査の報告書ということで4年間の活動実績等の書類を出しているところでありますけれども、その書類を中心に前回の再認定審査で指摘された事項に関する取組、改善点の書類審査報告をしたところであります。

その後、現地調査で今週12月6日から昨日までの3日間、お二人の調査員が実際現地に入って、書類審査を事前に行っているということで、特に現地調査、それからジオパーク協議会の幹事との意見交換等々を行なったところであります。

昨日、午前中には最終の意見交換会ということで、議会からも安藤幹夫副議長、産業厚生常任委員会加納茂委員長も御出席をいただいて意見交換を行なったところであります。

おおむね私の全体的な感想でありますけれども、4年前の指摘事項について調査員の先生からお話がありましたが、非常にいろんな対応をきちっとしていて、おおむね良好ではないかという感触を私は受けているところであります。全てクリアになっているということではありませんけれども、大半が指摘された事項の対応がきちっとされていると評価をいただいたと思っております。

もちろん、これからの課題も御指摘をいただいたところであります。

いずれにしても、調査員の先生方の報告書を日本ジオパーク委員会に提出して、1月の末ぐらいに再認定についての会議が行われて、可否が連絡される形になっているということでございます。

次に、11月27日には、鹿追町立通明小学校開校100周年記念式典が行われ、出席をいたしました。

鹿追町開町100年と同様で昨年開催予定でありましたけれども、1年延期して開かれたということでございます。

式典については、内容も少し縮小してということでありましたけれども、記念式典では功労者の表彰、あるいは100年記念ソングの披露、式典の後には記念碑も造られましたので除幕式が行われました。

100年記念ソングについては、通明小学校の卒業生の熊谷さんが音楽活動等をされているということで、作詞・作曲をした曲を式典の中でも熊谷さんが実際に演奏をして、子供たちが歌ったという形ですばらしいことだなと思ったところであります。

これまでの100年の歴史を振り返りながら、大きな節目をお祝いされたところであります。

通明小学校は皆さん御存じかと思えますけれども、現在の長野市立通明小学校が前身の関係で、この通明にあやかって、通明小学校の名前が付けられるということで、今もお互い行き来があるということで、大変すばらしいことだなと思っております。当日、同窓会長ほか関係者の方も御来場されていたところであります。

次に、11月29日には、一般社団法人北海道中小企業家同友会とかち支部の11月例会の第12回地区交流会 in 清水ということで、清水町で例会が開催されました。

清水町の駅前のハーモニープラザで、私ちょっとあそこの会社初めて入ったのですが、例会が会場とそれからズームを併用して行われました。

これに、「ゼロカーボンシティの実現に次の100年も持続する町へ」という題で、本町が目指すこのゼロカーボンの取組、これからの取組について60分、時間を与えられましたので、パワーポイントを使ってお話をさせていただいたところであります。

中小企業家同友会、会場は50～60人ぐらいの参加者だったかなと思えます。

鹿追町民の方でも同友会経営者等々何人か入っておりまして、当日も鹿追町の方が2人ほどお見えになっておりました。バイオガспラントを中心とする取組についてお話をさせていただいたところであります。

それから、12月1日には、笹川行政区例会が開かれまして、笹川保育所の今後の在り方ということで、お話をさせていただきました。全員協議会等々でも御説明をさせていただきましたので、内容は簡単にお話をさせていただきたいと思えますが、来年度の笹川保育所の入所見込み時の幼児が2人ということで、今後、地域保育所としての運営が困難ということで、今年度限りで閉所させていただきたいという話をさせていただいて異議がなかったと、御了承いただいたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これから行政報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

日程 5 請願第 2 号 燃油等の価格高騰対策に関する請願

○議長（吉田稔）

日程 5、請願第 2 号、燃油等の価格高騰対策に関する請願を議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第 92 条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

よって本件は、産業厚生常任委員会へ付託して会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程 6 発委第 11 号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書

○議長（吉田稔）

日程 6、発委第 11 号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6 番（上嶋和志）

発委第 11 号は、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書でございます。

次の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書。

北海道内では、定期的に行われている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ・マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し、長期的には昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、さらに水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ・ブリ・ツブ・シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

- 記、1、カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。
- 2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
- 3、被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
- 6、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先、写しの送付先については、記載のとおりでございます。

よろしく決議をいただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発委第11号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 7 議案第 84 号 鹿追町教育支援センター設置条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 7、議案第84号、鹿追町教育支援センター設置条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第84号は、鹿追町教育支援センター設置条例の制定についてであります。

はじめに提案要旨を申し上げます。

様々な理由により学校へ通学することができない児童生徒で本人が希望し、保護者や学校長から要請のある子供たちのために安心して過ごせる居場所として、不安や悩みを解消するための相談や指導ができる場所として、旧教員住宅の改修を行なっておりましたが、11月2日に完成し、引き渡しを受けており、利用開始したいため、鹿追町教育支援センター設置条例の制定を提案申し上げるものでございます。

提案内容を御説明いたします。

鹿追町教育支援センター条例を次のとおり制定するをいたしまして、条例は、本文が6条、附則1項により構成をされております。

第1条は設置について、第2条は設置の目的、第3条は名称および位置、第4条は管理、第5条は事業、第6条は委任について、それぞれ規定をしております。

次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上、鹿追町教育支援センター設置条例の制定について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は新規条例のため総務文教常任委員会に付託して会期中の審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教常任委員会に付託し会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程 8 議案第 85 号 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 8、議案第 85 号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 85 号は、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行され、デジタル化の進展に伴い、子ども子育て支援新制度において、事業者が作成保存するものや、保育所と保護者との間の手続き等に関するもので、書面等によって行なっていたものを、

電磁的方法による対応も可能とする改正を行うものであります。

なお、施行は公布の日からであります。

以上、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 85 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 9 議案第 86 号 子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 10 議案第 87 号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 9、議案第 86 号、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 10、議案第 87 号、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の

一部を改正する条例の制定について。

以上2件については関連がありますので、議事進行上、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

以上2件について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第86号、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第87号、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので一括で説明させていただきます。

改正の要旨を申し上げます。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、個人番号カード、マイナンバーカードを健康保険証として利用するため、マイナンバーカードのICチップ内に登録されております利用者証明用電子証明書を用いて、被保険者資格であることの資格確認を行う電子資格確認が追加されましたので、所要の改正を行うもので、それぞれ公布の日から施行するものであります。

以上、議案第86号及び議案第87号の改正要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 86 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 87 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 11 議案第 88 号 鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（吉田稔）

日程 11、議案第 88 号、鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 88 号は、鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令において、令和 4 年 1 月 1 日から産科医療補償制度が見直され、産科医療補償制度の掛金が 1 万 6 千円から 1 万 2 千円に 4 千円引き下げられることとなりますが、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給額について 42 万円を維持するため、出産育児一時金を 4 千円引き上げる改正を行うものであります。

なお、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第89号 令和3年度鹿追町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（吉田稔）

日程12、議案第89号、令和3年度鹿追町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第89号は、令和3年度鹿追町一般会計補正予算（第7号）となるものです。

令和3年度一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるといたしまして、

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ4億2249万6千円を追加しまして、総額を73億5198万9千円とするものであります。

第2条は、継続費の補正追加について。

第3条は、地方債の補正変更についてであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、21ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の報酬で80万円の追加、報償費で30万円、需用費、印刷製本費で12万8千円のそれぞれ減額。

支所費の需用費合計で35万5千円の追加。

企画振興費の旅費で合計323万5千円、需用費、食糧費で1万6千円、負担金補助及び交付金で合計3万9千円のそれぞれ減額。

公害防災費の負担金補助及び交付金で4万円の減額。

ライディングパーク費の負担金補助及び交付金で、30万円の減額。

ジオパーク事業費の旅費で77万6千円の減額、需用費、燃料費で3万3千円の追加。

新型コロナ緊急経済対策事業費で、経済対策及び子育て世帯への臨時特別給付金事業で、報酬で101万5千円、共済費で14万3千円、報償費で200万円、需用費合計で204万3千円、役務費で合計53万5千円、委託料で合計580万1千円、使用料及び賃借料で合計16万5千円、備品購入費で合計474万6千円、負担金補助及び交付金で合計5213万3千円、繰出金で合計280万円のそれぞれ追加。

徴税费、賦課徴收费の報酬で59万1千円、旅費で1万7千円のそれぞれ追加。

項目、戸籍住民登録費の負担金補助及び交付金で35万9千円の減額。

民生費、社会福祉費、老人福祉費の報償費で31万6千円、需用費合計で14万1千円、役務費で8千円のそれぞれ減額。

在宅福祉費の需用費、修繕料で2万円、役務費で11万円、繰出金で介護保険特別会計繰出金52万2千円のそれぞれ追加。

後期高齢者医療費の負担金補助及び交付金で596万9千円、繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金67万3千円のそれぞれ減額。

児童福祉費、児童福祉施設費の職員手当等で17万9千円の減額、需用費、燃料費で15万円の追加、委託料で11万円の減額。

児童措置費の旅費で9万5千円の減額、負担金補助及び交付金で31万3千円の追加。

こども園費の需用費、光熱水費で12万円の追加。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金で 332 万円の追加。

予防費で新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の接種費用としまして、報酬で 141 万 2 千円、職員手当等で 137 万 9 千円、共済費で 8 万 7 千円、需用費合計で 120 万 5 千円、役務費で合計 50 万 3 千円、委託料で合計 336 万円、使用料及び賃借料で 26 万 4 千円、備品購入費で 20 万円、負担金補助及び交付金で 71 万 5 千円のそれぞれ追加。

保健指導費の負担金補助及び交付金で 60 万円の追加。

トリムセンター費の需用費、修繕料で 26 万円の追加。

清掃費、清掃総務費の需用費合計で 90 万 1 千円の追加、備品購入費で 65 万円の減額。

農林費、農業費、農業委員会費の旅費で合計 48 万 7 千円、需用費、食糧費で 1 万 2 千円、使用料及び賃借料で 1 万 2 千円、負担金補助及び交付金で 1 万円のそれぞれ減額。

農業振興費の工事請負費で 5 万 5 千円の減額、負担金で合計 662 万 6 千円の追加。

農業開発研究費の需用費、修繕料で 80 万円、役務費で 1 万 8 千円のそれぞれ追加。

農業用水事業費の備品購入費で 85 万 8 千円の追加。

繰出金で合計 721 万 9 千円の減額。

土地改良事業費の報酬で 56 万 6 千円、需用費、修繕料で美蔓地区畑かん施設改修のため、399 万円の追加。

林業費、林業振興費の役務費で 16 万 8 千円の追加。

款項、商工費、商工業振興費の需用費、修繕料で 1 万 1 千円の追加、観光費の負担金補助及び交付金で 300 万円の減額。

魚族資源保護対策費の事業費、飼料費で 67 万円の追加。

労働諸費の需用費、修繕料で 3 千円の追加。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費合計で 300 万円の追加、工事請負費で 2 万 6 千円の減額。

都市計画費、公園緑地費の報酬で 156 万 2 千円、職員手当等で 49 万円のそれぞれ減額。

需用費、修繕料で 26 万円の追加、花とみどり費は財源内訳の補正であります。

教育費、教育総務費、教育振興費の報償費で 10 万円の追加。

共同調理場費の需用費、修繕料で 63 万円の追加。

小学校費、学校管理費の需用費、修繕料で 35 万円の追加。

中学校費、学校管理費の需用費、修繕料で 15 万円の追加。

社会教育費、社会教育施設費の需用費合計で 306 万円の追加。

図書館費の需用費、燃料費で 20 万円の追加。

神田日勝記念美術館費の報償費で 7 千円の減額、需用費、印刷製本費で 18 万 7 千円の追加、使用料及び賃借料で 2 万 5 千円の減額。

保健体育費、体育振興費の需用費、燃料費で 49 万円の追加。

款項、公債費、元金及び利子は、財源内訳の補正であります。

諸支出金、項目、基金費の積立金で合計 3 億 3798 万円の追加であります。

次に、歳入、17 ページから御説明いたします。

地方特例交付金、項目、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で 1392 万 5 千円の追加。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で合計 5426 万 8 千円の追加、戸籍住民登録費補助金で 39 万 6 千円の減額。

民生費国庫補助金、児童福祉費補助金で 31 万 3 千円の追加。

衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金で、新型コロナウイルスワクチン 3 回目の接種経費分 1352 万 4 千円の追加。

委託金、総務費委託金の戸籍住民登録費委託金で 3 万 6 千円の追加。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で 22 万 3 千円の減額。

道補助金、農林費道補助金の農業費補助金で 167 万 5 千円の追加。

委託金、総務費委託金の総務管理費委託金で 10 万 3 千円の減額。

財産収入、財産売払収入、物品売払収入の農産物売払収入で 34 万円の減額。

款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で、旭川市の谷源弥様から広報紙送付の謝礼として 5 千円の追加、総務費寄附金の総務管理費寄附金で、開町 100 年に際しましてまちづくりのため、帯広鹿追会会長、松原和夫様から 3 万円、札幌鹿追会会長、寺島勝道様から 1 万円、東京鹿追会会長、水野保弘様から 3 万円、帯広市の株式会社土木技術コンサルタント、代表取締役、土井紀代子様から 10 万円で、匿名の方からそれぞれ 1 万円と 50 万円、町内中瓜幕の熊谷三千代様から交通安全推進のため、30 万円の御寄附をいただき、合計 98 万円の追加。

繰入金、基金繰入金、減債基金繰入金の減債基金繰入金で 5200 万円の減額。

農業振興基金繰入金の農業振興基金繰入金で 399 万円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 3 億 6122 万円の追加。

諸収入、項目、雑入の雑入で合計 4279 万 7 千円の追加。

款項、町債、衛生債の保健衛生債で 400 万円の減額。

臨時財政対策債の臨時財政対策債で 1317 万 5 千円の減額であります。

次に、第 2 表の継続の補正、追加について、13 ページから御説明いたします。

農林費、農業費で、事業名は美蔓地区畑かん施設修繕事業で、総額を 997 万 7 千円とし、年度を令和 3 年度から令和 4 年度とし、年割額の令和 3 年度を 399 万円、令和 4 年度、598 万 7 千円にそれぞれ定めるものであります。

次に、第 3 表、地方債の補正、変更について、次のページで御説明いたします。

起債の目的は、過疎対策事業で、限度額から 400 万円を減額し、補正後の限度額を 1 億 740 万円に、臨時財政対策債は限度額から 1317 万 5 千円を減額し、補正後の現限度額を 1 億 5682 万 5 千円とし、限度額以外の変更はございません。

以上、一般会計補正予算（第 7 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

ここで暫時休憩といたします。

再開は 11 時 15 分といたします。

休憩 11 時 06 分

再開 11 時 15 分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第 89 号は分割して質疑を行い、初めに款 4、衛生費、27 ページまで質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、山口優子議員。

○2 番（山口優子）

はい。

22 ページ、23 ページ、新型コロナ緊急経済対策事業費の中の 7 番、報償費と 18 番、負担金補助および交付金について、関連してお伺いします。

この報償費 200 万円のところ、これは然別湖畔誘客促進事業で路線バスの利用者に、大人 1 人、3 千円を 660 人分、然別湖畔でのみ当日と翌日使えるクーポンを進呈する事業だというふうに伺いました。

クーポンはしかりべつ湖コタンの入場料や場内での活動代金、アイスバーのドリンク代金、カフェムバンチでの飲食代金、ホテル風水での入浴料やお土産物の購入などに利用できるというお話でした。

もう一点、負担金補助及び交付金のところの町内に泊まろう！宿泊者感謝クーポン贈呈事業、こちらが先着 2022 人に、町内の商工共栄会の 6 か月の有効期限の商品券を贈呈するという事業であるというふうに説明を受けました。

お伺いしたい点が何点かございます。

このしかりべつ湖コタンの入場料ですけれども、この鹿追町商工共栄会の商品券が使えるのかどうか。

あと全員協議会で説明がありましたけど、「入場料」という言い方ができないので「協賛金」という形で、あくまでもお願いをする形になる「協賛金」として 500 円いただくお話でしたけれども、「協賛金」となるとスポンサー料であったり、寄附、融資の意味合いが強いかと思います。

払いたくない人は払わなくていいということで、払いたい人に払っていただくのが「協賛金」という意味なので、入口のところで「協賛金をお一人 500 円お願いします」という話でしかできないかと思うのですが、その場合、お客様からのクレームとかどの程度の強制力を持ってお願いしていくのか。

払いたくない人は払わなくていいということを分からずに、強制だと思って払ってしまった人とかはクレームにつながるのではないかなと思うので、その辺り窓口でどのように看板を出してどのようにお願いするのかをお伺いしたいです。

あと、今回初めてしかりべつ湖コタンで、40 年やってきて初めて 500 円の「協賛金」をいただくことになるのですけれども、500 円をお一人からいただく点に関してはいいかなとは思いますが、どういう収支でコタンを運営していて、町がいくら出していて何に使っているのか。また、サントリーの地域文化賞とかいただいて、その副賞でも賞金をいただいたと思うのですけれども、そういうものはどう運営費として使っていくのか。収支のところですか。お伺いしますと今年特に改めて新しい事業などを行う話はないということだったので、どう運用をしていくのか収支をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、松井商工観光課長。

○商工観光課長（松井裕二）

お答えいたします。

まず、しかりべつ湖コタンに入っている商品券、鹿追町商工共栄会の商品券は使えるかということでございますが、まず共栄会に入って使える店と使えない店があろうかと思いますが、その中でコタンの事業の中で使っていく部分で、商品券、処理できない場合もございますので、そのことは今の実行委員会の中では現金で運営をするということで想定しています。

次に、協賛金とするがクレームがあった場合、どのようなところまで対処するかということでございます。

まず、しかりべつ湖コタンを運営する上で「入場料」という形ではもらうことができないということでございますので、国立公園内のルールがあります。

そこで「協賛金」という形でいただくということでございますが、まずは通常「協賛金」をいただきたいということで表示もしますし、そういう宣伝もします。

その中で来られた方の中に、どうしても払いたくないという話をされた場合、しかりべつ湖コタンの趣旨を十分にお話をして御理解をいただくようにまずは努めなければいけないと思います。

その中で、もし、どうしても御理解いただけないという場合は、そこから強制的に入らないような仕掛けというのは、これはできないと、そこまで制約できるものはありませんから、逆にそこで乱闘騒ぎだとかになっても逆に他のお客さんに迷惑がかかる。そういったことも配慮しながら十分理解していただいて、入りたくないということであればお帰りいただくか、もしくはどうしてもということであればその対処を他の方に迷惑のかからないような方法をスタッフの中で次の方法として考えなければいけないと思います。

どちらにしても、「協賛金」は御理解いただくように、十分に話をしていくしかないと考えております。

次に、コタンの収支、簡単に御説明いたしますけれども、まず収入でございます。

収入、大きいものだけお話いたしますが、まずは協賛金をいただくということで今回、令和2年度(2020年度)の人数、先ほども説明いたしましたが1万人ということで1万人の500円、それで500万円。事業収入として、アイスバー、スノーモービル、アイスロッジなどの収益、そういったものが270万円。補助金として、町から180万円、観光協会から40万円、他のも合わせて約1000万円強の収入予算ということで考えております。

それに対して支出でございますが、大まかなものをお話しさせていただきますが、まず、

いろんなものを造りますので、作業でかかっていく作業資材費に60万円、材木だとかコンパネだとかそういった材料です。それと建設燃料費、重機だとかそういったものも使いますので燃料費、それが60万円。リース料、そういった重機、建設ショベル、建設足場そういったもので93万円。事業費として、電気料、イベントの看板、保健所の申請諸々で40万円、それで、一番これが大きいのですが作業労務費が570万円を見込んでいます。これは作業するスタッフ、人件費でございます。あとアイスバーで売ったりするための物の仕入れが90万円、これが大まかな物でございますが合わせて1000万円強という収支の状況でございます。

次に、サントリーの運営費でございますが、今年、サントリー地域文化賞ということでいただいて、賞金を300万円いただいておりますが、これに関しましては、今すぐ使うとかではなくて、必要な物、運営に際して、継続して使えるような物、例えばリースというか、休憩小屋といいますか資材入れ場だとか、将来的にずっと使っていけるような物を考えながら利用してはどうかと実行委員会の中でも意見が出されていまして、今すぐ何に充てるということではなくて、いろいろ考えていきたいと話し合いを持たれておりました。

以上です。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

収支について詳しくありがとうございます。

やはり心配していますのは、その「協賛金」というところの扱いをどうしても心配しています。粘り強く説明して御理解いただく。本当はそうなのでしょうけど、「協賛金」と言ってしまうと、これはあくまでもこちらがスポンサーになってくださいとか寄附をお願いしますとかそういう日本語になりますので、ここを何とかクレームにつながらないようによく協議していただきたいと思います。

「協賛金」を払っていただいた方にはシーズンパスを発行するというお話でしたけれども、正直シーズン内に何度も来るリピーターはそんなに多くないかなと思ってまして、しかりべつ湖コタンのファンであったり、リピーターの方は毎年必ず来る、1回来るのが一番多いリピーターかなと思ってます。ですので、もしこのシーズンパスを進めるのであれば、来年来たときに「協賛金」は無料になるとか、また、「協賛金」を払いたくないとおっしゃる方も出る可能性があるんで、その場合、払った方との不公平感が少なくなるよ

うに「協賛金」をいただいた方は、アイスバーでのドリンク代金に替えるとか活動代金、アクティビティの500円のチケットとして使えるとかそういう形を考えたほうが「協賛金」に対する抵抗感とか、お客様の満足度ということにつながると思いますがいかがですか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今、いろいろ御提案をいただきました。

このことについては、しっかり実行委員会にお話をして、先ほどの「協賛金」をいただく在り方、全体を含めて町が直接行う事業ではありませんので、実行委員会とよく協議をしながら、やはり現場でトラブルにならないのも大切ですし、町が観光協会を通じていろいろな補助をする仕組みの中の今回の提案をしている内容もそうです。バス利用の関係もそうですので、うまく調和、整合性が図れるように実行委員会でしっかりと議論をして進めていくように話をしたいと思いますので御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

その他なければ、次に進みます。

ここで説明員の入れ替えを行います。

次に、款5、農林費、27ページから32ページまでとします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 10 人

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで説明員の入れ替えを行います。

日程 13 議案第 90 号 令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について

○議長（吉田稔）

日程 13、議案第 90 号、令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 90 号は、令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）となるものです。

令和 3 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算にそれぞれ 3260 万円を追加しまして、総額を 8 億 2511 万 5 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、39 ページより御説明申し上げます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費の負担金補助及び交付金で、3005 万円の追加。

高額療養費、一般被保険者高額医療費の負担金補助及び交付金で 255 万円の追加であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の普通交付金で 3260 万円の追加であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 14 議案第 91 号 令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
について

○議長（吉田稔）

日程 14、議案第 91 号、令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 91 号は、令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 3 年度簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 79 万 1 千円を追加しまして、総額を 3 億 1023 万 4 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 46 ページより御説明いたします。

事業費、水道施設費、施設管理費の需用費、光熱水費で 79 万 1 千円の追加であります。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

使用料及び手数料、使用料、水道使用料の水道使用料で 112 万円の減額。
繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 11 万 3 千円の追加。
款項目、繰越金の前年度繰越金で 179 万 8 千円の追加であります。
以上、簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。
御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 91 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 15 議案第 92 号 令和 3 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）
について

○議長（吉田稔）

日程 15、議案第 92 号、令和 3 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 92 号は、令和 3 年度下水道特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和3年度下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ96万円を減額しまして、総額を2億4994万1千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、53ページより御説明いたします。

管理費、項目、一般管理費及び施設管理費、農業集落排水施設管理費はそれぞれ財源内訳の補正であります。

款項、事業費、個別排水処理施設整備事業費の委託料で、96万円の減額であります。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

使用料及び手数料、使用料、下水道使用料の下水道使用料で合計168万円の減額。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で453万2千円の減額。

款項目、繰越金の前年度繰越金で525万2千円の追加であります。

以上、下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

について

○議長（吉田稔）

日程 16、議案第 93 号、令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 93 号は、令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 3 年度介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 512 万 5 千円を追加しまして、総額を 5 億 2564 万 7 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、61 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の共済費で 4 万 6 千円の追加。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費の負担金補助及び交付金で、340 万 6 千円の追加。

福祉用具購入費の負担金補助及び交付金で 14 万 8 千円の追加。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、包括的支援事業費の給料で 4 万 9 千円、共済費で 6 万円のそれぞれ追加。

任意事業費の需用費、消耗品費で 1 万 2 千円の追加。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金利子及び割引料で過年度分返還金 140 万 4 千円の追加であります。

次に、歳入、59 ページから御説明いたします。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で 260 万 7 千円の追加。

国庫補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で 5 万 7 千円の追加。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で 133 万 3 千円の追加。

道補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で、3 万 2 千円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で 44 万 4 千円の追加。

地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で 3 万 2 千円の追加。

その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で4万6千円の追加。
款項目、繰越金の前年度繰越金で57万4千円の追加であります。
以上、介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。
御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程17 議案第94号 令和3年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（吉田稔）

日程17、議案第94号、令和3年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第94号は、令和3年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）となる
ものです。

令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ66万1千円を減額しまして、総額を9392万2千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、69ページより御説明いたします。

款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金補助及び交付金で66万1千円の減額であります。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

款項、後期高齢者医療保険料、普通徴収保険料の現年度分で1万2千円の追加。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で29万8千円、その他一般会計繰入金で37万5千円のそれぞれ減額であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程18 議案第95号 十勝圏複合事務組合規約の変更について

○議長（吉田稔）

日程18、議案第95号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第95号は、十勝圏複合事務組合規約の変更についてであります。

変更の要旨を申し上げます。

十勝圏複合事務組合で共同処理しておりますごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務につきまして、令和4年4月1日から幕別町忠類地区を加えるため、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

以上、十勝圏複合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会をいたします。

散会 11 時 43 分

